

24 障害者を対象とした障害福祉サービス事業所

○自立訓練

<機能訓練・生活訓練>

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(通所型)

<宿泊型自立訓練>

居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。

対象	障害のある人
----	--------

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

対象	障害のある人
----	--------

○就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<A 型(雇用型)>

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。

<B 型(非雇用型)>

就労経験のある人等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。

対象	障害のある人
----	--------

○就労定着支援

一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業者の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。

対象	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障害のある人
----	---

○生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

対象	障害のある人(障害支援区分が一定以上である者)
----	-------------------------

○短期入所(ショートステイ)

家族などの介護利用者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

対象	在宅の障害のある人で、障害支援区分1以上
----	----------------------

○共同生活援助(グループホーム)

主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

対象	障害のある人
----	--------

○施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

対象	障害のある人(原則として、障害支援区分が一定以上である者)
----	-------------------------------

ホームページ	障害福祉サービス等指定事業所一覧 - 北九州市 ホームページ内の「施設サービス事業所一覧」「居住系サービス事業所一覧」をご覧ください	
--------	---	---

※ 利用については、「1. 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー」にお問い合わせください